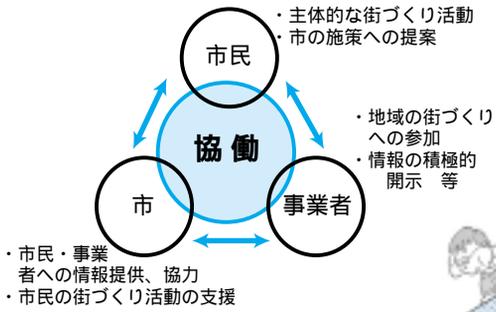


基本理念を尊重し、市民・事業者及び市による協働の街づくり



市民とともに住みよい街づくりをめざして

「町田市住みよい街づくり条例」が公布されました

市では「町田市都市計画マスタープラン」(1999年策定)に基づき、市民・事業者・市協働の街づくりを進めるための基本的な仕組みの検討を進めてきました。学識経験者、公募市民等で構成する「町田市街づくり条例検討委員会」の報告をもとに、議会に「町田市住みよい街づくり条例」を上程しました。

12月議会でも可決、公布されましたので、その概要をお知らせします。施行は2004年4月1日です。

【条例の背景と制定の理由】

近年、都市づくりを支える都市計画法等の制度は、地方自治体、とりわけ住民に身近な行政主体である市町村が中心となって、住民の参加とともに都市づくりを進めていく仕組みに変わってきています。

市は、都市づくりの実現方策のひとつとして、自らが住む街の将来のあるべき姿を地区住民が主体となって検討する取り組みを推進し、住民と行政のパートナーシップに基づく創意工夫ある街づくりを進めていくための手続きや推進体制の確立を図っていく必要があります。ことから、市民と一緒に住みよ

い街づくりを目指す「地区街づくり誘導型」の条例を検討してきました。

【街づくり条例とは】

市民、事業者、市が一緒に責任を担い、お互いの責任(協働により)、お互いの責任や義務(責務)を尊重しながら、住民主体の取り組みを推進し、地域や地区の個性を生かした住みよい街づくりを実現していくための仕組みを定めたものです。

【基本理念】

市の街づくりの基本理念として、市民、事業者及び行政は、自

地区の街づくり

「地区の街づくり」は、住民が自らの地区に関心を持ち、自らの地区のルールを、自分たちの手でつくる「街づくり」の仕組みです。

市民街づくり活動の推進

「街づくり市民活動の推進」は、一定のテーマで展開されてきた市民団体の活動が特定の地区や全体的な街づくりに発展することを期待した「街づくり」の仕組みです。

早期周知による街づくり

「早期周知の街づくり」は、事業者が構想段階から情報公開と説明会を義務づけ、地区街づくりの視点からの協議を規定した「街づくり」の仕組みです。

「住みたくなるまち 住み続けたいまち」をめざした街づくりの実現(地区街づくりの推進・地区計画等の活用)

【街づくり活動の支援】

この条例に基づき行う市民の街づくり活動に関し、街づくりアドバイザーの派遣をはじめ必要な情報提供や活動の段階に応じた職員派遣などの支援等があります。

【町田市街づくり審査会】の設置

審査会は、市民・学識経験者等(10名以内)によって構成され、この条例で市長が実施する街づくり活動への支援や地区街づくりプラン策定等に際して、公正・中立な立場から、市長へ提言を行う機関です。

【この街づくり条例の推進】

本条例は、基本理念に基づき、3つの「街づくり」の仕組みとその推進のために「街づくり活動の支援」と「町田市街づくり審査会」を規定し、この条例に定める街づくりの取り組みを進めていきます。

『地区街づくりの推進』

身近な生活圏の様々な街づくりの課題に対して「街づくりを始めよう」という発意を大切に、活動の段階に応じた必要な支援を行い、住民自らが自らの街を考え、自主的な活動によりその地区独自の計画をつくり、より良い街づくりを地区住民と行政の協働のもとに実現していくとする取り組みです。このような「地区街づくり」の取り組みを通じ、地区への愛着がはぐくまれ、地域社会の発展も期待できる仕組みとして規定し、さらに、地区計画等の法制度の活用についても規定しています。

『街づくりに関する市民活動の推進』

従来から緑、河川や景観といった自然環境の保全など特定のテーマに関して賛同する住民等が集まって行う研究あるいは実践活動が展開されています。

今後行政施策を市民と協働で行い、さらには、地区の街づくりを住民相互に支援しあいながら発展が望まれる活動として、住民と行政の協働の街づくりを推進していく仕組みと規定しています。

『早期周知による街づくり』

一定規模以上の建築行為及び開発行為等を行う事業者が地域社会の一員として、周辺住民に対し構想段階から事業等の事前情報を公開し、地区にふさわしい計画の模索を話し合う期間を定め、協働の街づくりを実現する取り組みとして規定しています。

【平成15年6月広聴意見募集】

21名の市民の皆さんから条例骨子に関するご意見や条例名称の提案をいただき、条例制定の参考にしました。条例の名称は、提案の中から決定しました。

現在、地区街づくりに向けた取り組みを進めている地区や町内会等があり、主体的な活動により、住みよい街づくりの実現を目指しています。

【今後の予定】

4月1日施行に向け、条例施行規則の制定やパンフレットの作成、ホームページでの情報提供準備を進めています。また、3月には「街づくり審査会」の市民委員の募集や4月以降に「街づくりアドバイザー」の登録などを行っていきます。

【事業者の皆様へのお願】

市では、従来からの「町田市宅地開発指導要綱」「町田市中高層建築物に関する指導要綱」に加え、「町田市住みよい街づくり条例」の4月1日からの施行に伴い、事業の構想段階で周辺地域へ周知標識の設置と説明会をお願いすることとなりました。

「早期周知の街づくり」の対象となる事業は、1ヘクタール以上の開発行為等、延べ床面積が3000㎡以上の建築行為、戸数50戸を超える集合住宅に係る建築行為、市長が必要と認められたものとなります。

日曜支払い相談窓口を開設します

国民健康保険税のお支払いや、ご相談をお受けする日曜支払い相談窓口を開設します。当日は各種届け出もお受けしますので、ぜひご利用下さい。

みんなで支える国民健康保険

問 国保年金課 ☎724・2125

国民健康保険税の納め忘れはありませんか

国民健康保険(国保)の保険料は医療費や給付の費用にあてられ、国保の大切な財源となります。国保加入者の皆さんは、医療費の一部を負担するだけで医療を受けられるのと同時に、保険料を納める義務もありません。

もし、保険料を特別な理由がないのに納めない人がいると、国民健康保険の運営が非常に困難になり、医療費をまかなえなくなってしまうので、ぜひ忘れずに納めてください。

高額療養費、出産費用貸し付けの停止

滞納処分(財産の差押え)このように厳しい措置がとられますので、払い忘れの保険料がある場合速やかにお支払い下さい。

事業の内容	見直し内容	問い合わせ先
補装具の交付等及び自己負担助成	市の自己負担助成について廃止する予定	障がい福祉課 ☎724・2148
身体障害者手帳をお持ちの方の自動車運転免許取得奨励費の助成	対象者を都の補助基準と同一とする予定	
身体障害者手帳をお持ちの方の自動車改造費助成	補助基準の見直しをする予定	高齢者福祉課 ☎724・2141
心身障がい者通院・通所訓練交通費の助成	補助基準の見直しをする予定	
身体・知的障がい者緊急・時保護事業	ベッド数の見直しをする予定	健康課 ☎725・5178
高齢者調髪事業(理・美容)	一部制度を改正する予定	
成人健診(乳ガン検診)	乳房X線撮影の導入を検討	健康課 ☎725・5422
骨粗しょう症予防事業	対象者の年齢制限を変更する予定	
母子健康相談指導事業	母性保健相談日を変更する予定	子ども総務課 ☎724・2876
私立学校及び外国人学校生徒等の保護者に対する補助	廃止する予定	
心身障がい者のガソリン費助成	廃止する予定	障がい福祉課 ☎724・2148
高齢者(60歳以上)、身体障害者手帳、愛の手帳、被爆者手帳をお持ちの方のいこいの家宿泊費補助	廃止する予定	

福祉・健康・子ども事業の見直しを予定しています

市では、市民要望の大きい介護保険制度や障がい者支援費制度の拡充、保育園などの整備を進め、福祉サービスの向上を図るとともに、福祉・健康・子ども事業全般についても再検討を行い、4月から一部制度の見直しを予定しています。